

令和 7 年 3 月 27 日

会津若松市長 室 井 照 平 様

会津若松市監査委員 菅 井 隆 雄

会津若松市監査委員 丸 山 さよ子

定期監査の結果について（報告）

下記のとおり会津若松市監査基準に準拠して定期監査を行ったので、地方自治法第 199 条第 9 項の規定によりその結果を報告します。

記

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定による定期監査

2 監査対象所属

- (1) 市民部（環境生活課、危機管理課、市民課、廃棄物対策課、湊市民センター、大戸市民センター、北市民センター、南市民センター、一箕市民センター及び東市民センター）
- (2) 農政部（農政課及び農林課）
- (3) 教育委員会（教育総務課、教育総務課あいづっこ育成推進室、学校教育課、学校教育課学校保健給食室、文化課、スポーツ推進課、生涯学習総合センター、北公民館、南公民館、大戸公民館、一箕公民館、東公民館、湊公民館、北会津公民館及び河東公民館）
- (4) 農業委員会事務局

(5) 上下水道局（総務課、経営企画課、上水道施設課及び下水道施設課）

3 監査対象事務

令和5年度事務執行分（令和6年度事務執行分の一部を含む）

4 監査対象事項（一部抽出）

- (1) 行政評価の対象とされた事業及びその他予算計上事業
- (2) 議会（予算決算委員会等）で議論となった予算計上事業
- (3) 上記(1)に関する工事
- (4) その他監査委員が必要と認めるもの

5 監査の着眼点

全国都市監査委員会が定める実務ガイドライン「監査等の着眼点」の「第1節 財務事務監査の着眼点」、「第2節 経営に係る事業管理監査の着眼点」、「第4節 工事監査等の着眼点」等に基づき、財務事務の正確性及び合規性、経営に係る管理の経済性、効率性及び有効性、工事の適正性等について、監査を実施した。

6 監査実施内容

あらかじめ対象事業及び工事に係る関係資料の提出を求め、当該資料の精査により更なる調査、精査を必要とする調査事項を選定した上で、当該事項を中心に所属長の出席を求め、監査委員による対面監査において、説明を聴取した。

7 監査の実施場所及び日程

(1) 書類審査

ア 実施場所 監査事務局

イ 実施日 令和6年10月21日から令和7年2月5日まで

(2) 対面監査

ア 実施場所 河東支所3階会議室

イ 実施日 令和7年2月4日及び同月6日

8 監査結果

事務の執行について、上記の着眼点により監査を実施した結果、おおむね適正な事務処理がなされていたが、一部の事務事業については、次のとおり改善等の必要を認める事項及び更なる事務執行の適正を期すべき事項が見受けられた。

なお、事務処理上改善又は留意すべき点で軽微なものについては、別途措置を促した。

(1) 指導事項

下記のとおり指導事項が認められたので、改善を図られたい。

○清掃業務委託の契約解除について（大戸公民館・契約検査課）

大戸公民館においては、令和6年1月15日に令和6年4月1日から令和9年3月31日までを委託期間としてA社と清掃業務委託契約を締結したが、令和6年10月3日に契約解除に関する合意書を締結し、令和6年12月31日をもって清掃業務委託契約を合意解除していた。

大戸公民館作成の顛末書によると、当該業務委託の入札時にA社が入札書とともに提出した価格内訳書に誤りがあることが、4月分委託料支払に係る会計課の審査において判明したとのことである。当該価格内訳書は、入札説明書に記載していた入札

が無効となる場合に該当していたため、当該業務委託契約の以後の取扱いについて契約検査課と協議の上、契約約款第39条による契約外の事項として契約相手方と協議し、契約の合意解除に至ったとのことであった。

なお、当該価格内訳書の誤りの内容については、内訳の項目ごとの金額の一部に一桁目のゼロが1か所抜けていた（当該価格内訳書に記載されていた具体的な金額の表記は避けるが、例えば「990,000」が「990,00」となっていた。）ものである。

対面監査において所管課及び契約検査課に対し聞き取りをしたところ、契約は有効に成立しているとしても、本件の入札書の無効は明らかであり、本来の落札者が別にいたことを考慮すれば契約解除を申し入れるべきとの回答であった。

ここで問題とされるのは、契約解除の理由及び手法である。

契約解除の理由を契約手続の不備が判明したためとしているが、入札手続において、入札書類の有効性の判断については発注者である市の責任であり、市が無効条件に当てはまっていたことを見落としていたのであって相手方には非はないと思料するものである。

それにもかかわらず、大戸公民館作成の顛末書によれば、契約約款第23条による発注者の任意解除権を行使する場合、受注者に損害を及ぼしたときはその損害を賠償しなければならないとして損害賠償請求権を規定しているため、契約約款第39条による合意解除が適切と判断したとのことであった。当然、双方の合意であっても損害を賠償して合意解除となることも想定さ

れるわけであるが、損害賠償をしない形で契約解除が可能という理由から合意解除の提案による交渉に至ったことは行政の姿勢として遺憾でならない。

加えて、合意による解除としているが、そもそも発注者である市と地元小規模企業である受注者との関係性において、解除条件も含め対等な立場での協議となり得たのかについては疑問が残るものである。

次に、同様の事案が発生した場合の今後の市の対応についてである。

契約が有効に成立しているにもかかわらず、当該業務が開始された後になって、入札時の市の見落とし（入札書類の一部が無効要件に当てはまっていたこと）が判明した場合、今回のように損害賠償や違約金の協議はせずに合意解除を申し出るということが、本市としての考え方であるとするならば、当該契約目的が計画どおり達成されないばかりでなく、本市の信用にも関わってくるのではないかと危惧するものである。

さらには、対面監査において契約検査課から「契約相手方が合意解除を拒否した場合における検討の基本的な考え方として、本来の落札者が別にいたことを考慮すれば、契約の続行ではなく、損害賠償を請求される可能性があったとしても契約約款第23条の規定による契約解除を申し入れるべき」との見解が示されたが、このようなことであったとしても先の危惧は拭えないばかりか、業務開始後における現実的な対応として適切であるのか疑問である。

そもそも今回の契約解除の原因は、入札時の市の見落としによるものである。今回の対応を機に業務開始後に入札時の無効が判明した場合の公平で公正な契約事務の在り方について、改めて整理されたい。

(参考)

1 当該業務委託概要

委託業務名	大戸公民館清掃業務委託
契約方式	指名競争入札
契約締結日	令和6年1月15日
委託期間	令和6年4月1日から令和9年3月31日まで
契約金額	5,808,000円(うち消費税等の額528,000円)

2 契約約款(抜粋)

(発注者の任意解除権)

第23条 発注者は、契約の履行が完了するまでの間は、次条又は第25条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約外の事項)

第39条 この約款に定めのない事項については、会津若松市財務規則の定めるところによるほか、必要に応じて発注者と受注者が協議して定める。

(2) 所見

下記のとおり所見を付すべき事項が認められたので、事務事業の遂行に当たって留意されたい。

○電気自動車用急速充電器について（環境生活課）

市は、環境にやさしい移動手段である電気自動車の普及促進のため、平成27年から北会津支所の駐車場に電気自動車用急速充電器を設置している。急速充電器を所管する環境生活課では令和5年度において、のべ776回の利用に対して78,944円の協力金収入があり、またその維持管理経費として急速充電器保守業務委託料310,640円を支出していた。

なお、協力金収入は、充電1回当たり500円を求めていることから、求めた総額（500円×776回＝388,000円）の約2割ほどしか得られなかったこととなる。

このことに関し、対面監査において、次の2点を確認した。

1点目は、急速充電器の利用と協力金の在り方についてである。

急速充電器本体への張り紙や市のホームページでは、この急速充電器を利用する際には充電1回につき500円の協力金を協力金箱に投入するよう、また利用に対して協力金が少ない場合は機器の設置を継続することが難しくなることや、恒常的な利用は控え日常の充電は自宅で行うことなどの記載があった。

このことに対して所管課からは、協力金の徴収や活用については、それを明確に定めたものはなく、寄附金的な意味合いで

利用者から頂いており、また急速充電器は、電気自動車を保有している近隣住民が日常的に使用する目的で設置したものではなく、観光客などが立ち寄って充電できる場所として提供しているとのことであった。

急速充電器の設置目的が電気自動車の普及促進であることは理解するものの、協力金という利用者の善意で充電設備を維持し、収入が少ない場合は撤去しようとする姿勢は「ゼロカーボンシティ会津若松宣言」を行った本市として、適切であるのか疑問である。さらには、市が協力金を求めるという形態は、協力金の支払が任意であるのか、義務であるのか困惑するばかりでなく、恒常的利用を控えることについてはその程度があいまいで、近隣住民には協力金の支払の有無に関係なく利用を控えなければならないのかという戸惑いも生じさせてしまうおそれがある。

今後、新たに新庁舎への急速充電器の設置を予定しているとのことでもあったが、この機会に利用者へ協力金を求めることについては、その意味や理由を改めて整理し、改善を図る必要があるものと思料する。

2点目は、協力金の回収に係るリスクについてである。

協力金が投入される箱は、急速充電器の傍らに単独で設置されており、金属の箱に投入口が開けられ、その投入口からは内部の現金が見えるような簡易なものであった。盗難や異物混入のおそれもあり、公金を取り扱うものとしては不十分であると言わざるを得ない。また、箱には利用者の入金した額がデータ

として残る機能もないため、箱に入っている現金を職員が手で数えた額を協力金として調定し、収入処理をせざるを得ず、甚だリスクの高い事務処理となっている。

このことに対して所管課からは、「協力金は毎月1回、職員2名で北会津支所へ赴き回収している。その職員からは、このような形で現金を取り扱うことを嫌がる声も発せられており、安全性については所管課としても問題があると認識している。」とのことであった。

内部統制において現金取扱いに係るリスクを排除することは、重要かつ基本的事項である。公金を取り扱うにはあまりにも簡易な箱に入れられた現金の収納については、物理的な管理面はもちろんであるが、複数の職員で対応し、それが少額であったとしても非常に懸念される場所である。今後、盗難や不正のリスクを取り除き、担当職員が安心して職務に当たれるよう組織として速やかに改善を図るよう強く望むものである。

○地域運動部活動推進事業について（学校教育課）

地域運動部活動推進事業については、保護者、学校関係者、地域の関係者からなる会津若松市部活動連絡協議会において協議を進めながら、全国に先駆けて部活動を地域に移行する取組を進めているが、次の3点の事務処理について所見を申し述べる。

ア 補助金の申請事務について

令和5年度において、当該部活動連絡協議会に係る出席者

報償金等を補助対象とする県地域運動部活動推進事業補助金を県に申請しているが、当該補助金に係る一連の事務について不適切な点が見られた。

特に、令和6年3月11日に1件の起案書で意思決定をし、同日付け5会教学第4295号で県に対して施行した、変更承認申請、実績報告、事業完了報告、補助金請求の4件の行為については、通常の事務の流れではあり得ないものであり、これらの行為は、当該変更申請をした日と同じ日に実績報告及び完了報告をし、補助金を請求したことになる。さらには各種書類に記載されていた当該補助金の額（51,000円）も決算額（46,000円）と異なるものであった。

このことについて、所管課からは「起案はしていないが、当該変更申請は、別に令和6年2月28日付けで行っていた。補助金の額46,000円が正しい金額であり、差し替えが漏れていた。」とのことであった。

「起案をしていない」「差し替えが漏れていた」という説明であったが、組織としての意思決定を経ないまま文書を施行することや、公文書の差し替えなどはあってはならないことである。また、所管課の正しいとする補助金の額についても、「46,000円」になった原因は、3月6日に開催された当該部活動連絡協議会で欠席者がいたからであって、先の2月28日文書の差し替えが漏れていたという説明には矛盾がある。

今後においては、適正な事務の徹底と組織的なチェック体制の確立を強く望むものである。

イ 指導者等の活動実績の確認について

地域運動部活動推進事業については、各職種ごとに設置要綱を制定し、それぞれの役割を定め事務を執行しているが、当該事業の実績確認に係るものについては、次の表のとおりである。

職種	主な役割
総括コーディネーター	実績確認書（全体）の管理
コーディネーター	実績確認書（種目ごと）の管理
運営責任者	実績確認書の作成、とりまとめ
指導者	実績確認書の作成

しかしながら、実際の事務においては、コーディネーターが「実績確認書」を作成し、各競技団体に当該「実績確認書」の内容を確認させ、そしてその結果を報告させていた。このような実績確認に係る一連の事務については、各設置要綱に規定されたとおりの事務でないばかりか、各設置要綱上、特段の役割がない各競技団体が活動実績確認に関わることによって、市が支出する報償金の額の根拠となる活動実績の把握が複雑になり、その責任の所在が曖昧になっているものと思料する。

今後は、各設置要綱に規定されたとおりの事務を行うことは言うまでもないが、必要に応じて各種様式を定めるなど要綱の改正も視野に入れ、責任の所在が明確になる事務となるよう望むものである。

加えて、指導者の活動実績を確認すると、各競技によって

指導者数や指導時間にばらつきがあり、一日の中で15名の指導者が一律7時間の指導をしている例も見られた。国のガイドラインには「1日の活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日は原則3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う」とある。

当該事業に係る指導者の人数及び指導時間については、指導内容等を踏まえた一定の基準を設けることが必要であり、市としての適切な運営を行うためのマネジメントが不可欠であると思料する。

ウ 指導者報償金の源泉徴収について

指導者へ報償金を支出する際は、市は所得税法による源泉徴収義務者として所得税の源泉徴収を行わなければならないが、一部に源泉徴収をせずに当該報償金を競技団体へ支出していた例があった。この場合の報償金の受領に関しては、当該指導者から競技団体の長を受領人とする依頼書が提出されてはいたが、これは本人からの依頼に基づく単なる支払先の変更であって、債権者は当該指導者本人に変わりがないことから、源泉徴収を行わない理由にはならないものと思料する。公正な事務処理がなされるよう留意されたい。